

ネットの危険から

お子様

を守るために



フィルタリングを利用しましょう



18歳未満の青少年のフィルタリング利用は法律（※1）で義務づけられています（※2）。

フィルタリングとは携帯電話会社などから提供される「有害サイトアクセス制限サービス」です。フィルタリングは、有害情報が掲載されたサイトへのアクセスや、アプリの利用を制限するだけでなく、ウィルスや詐欺などの悪意の仕掛けがあるようなサイトへのアクセスを防いでくれます。

※1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

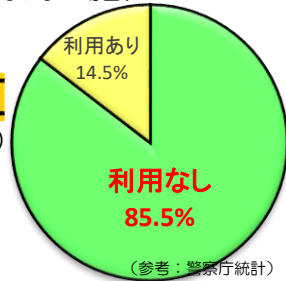
※2 保護者の同意があれば解除は可能ですが、和歌山県青少年健全育成条例により、フィルタリングサービスを利用しない場合、保護者は、「あらかじめ知事に意見を求めること」が義務付けられており、携帯電話事業者に対しても、その理由を書面等により提出しなければなりません。詳細は裏面をご覧ください。

KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT KEEP OUT

また、令和2年中のSNSに起因する被害児童数は、1,819人（前年比-263人）でフィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、

85.5%が被害時にフィルタリングを利用していなかったこと

が判明しています。



ペアレンタルコントロールを活用しましょう

ペアレンタルコントロールとは子供のスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みで、OS事業者、アプリ開発事業者からサービスが提供されています。

例えば、子供がスマートフォン等でゲームをプレイする場合、保護者のスマートフォンで、子供の日々のプレイ状況を確認したり、プレイする時間の長さや時間帯の調整、課金の制限等を行ったりすることができます。



家庭でのルールづくりをしましょう

犯罪やインターネットトラブルからお子様を守るために、フィルタリングを利用するとともに、日頃から家庭でコミュニケーションをとり、お子様にインターネットの危険性を教えることや、一緒に使い方のルールを作ることが大切です。

【ルールの例】

- インターネットで知り合った人と直接会わない
- 人の悪口は書き込まない
- 個人情報やパスワードをインターネットに書き込まない
- パスワードは保護者が管理する
- 下着や、裸の写真は撮らない、撮らせない
- 利用時間は1日〇時間まで
- アプリをダウンロードするときは保護者に確認する
- 不審なメールや、知らない人からのメールは必ず保護者にも見せる

